

2023年度 I 特定研究開発助成 募集要項

1. 募集内容	<p>指定研究テーマ 『新しい価値を提供する医療機器の研究開発』 医療機器テクノロジー領域において、医療現場における新しい価値を提供する医療機器の事業化の実現を目指した研究開発を支援します。 ※「医療機器テクノロジー」、「医療現場における新しい価値」、「事業化の実現」については、文末の「14.補足」に記載。</p>
2. 申請者 /応募の要件	<p>国内の大学及びその附属病院・研究施設、病院・研究機関、高等専門学校に所属する研究者（企業に所属する研究者は除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、当財団の研究開発助成（特定研究開発助成、開発助成、研究助成）を受けている方は申請不可。 ・申請は、研究開発助成（特定研究開発助成、開発助成、研究助成）において、1申請者につき1件とし、国内で行われる研究に限ります。 <p>※企業との共同研究開発は助成の対象外（本助成期間終了後に、新たに開始することは差し支えありません）。 ※製造承認、販売承認など、許認可用試験および販売促進用試験は助成の対象外。 ※当財団の理事・評議員・学術委員・選考委員が共同研究者となっている研究は助成の対象外。</p>
3. 助成金額・年数 /採択件数	年間1000万円を3年間。採択は原則1件。
4. 推薦者	<p>申請者が所属する機関の下記に該当する者を推薦者とし、4)を除き、推薦者は申請者の上長とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大学：学部長、大学院研究科長、附属研究施設長、病院長 (上記に該当する者が申請者となる場合は学長) 2) 高等専門学校：校長 3) その他の研究施設：研究施設長、研究機関長、病院長（理事長は対象外） 4) 当財団の理事、評議員、学術委員
5. 推薦件数	推薦件数は「I 特定研究開発助成」と「II 開発助成」を併せて1推薦者につき1件とする。 (推薦者に該当する役職を兼務する場合には、役職ごとに推薦が可能)
6. 申請方法	<p>研究開発助成 Web システムよりマイページ登録後、「助成申請の流れ」に従って申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は、申請書[①基本情報、②研究内容、③事業化の検討]及び推薦書（①基本情報に推薦者の捺印を得たもの）。 ・申請期間は、2023年4月1日から6月30日まで。 ・申請書は、[②研究内容]は6ページ、[③事業化の検討]は3ページ以内にまとめること。
7. 選考方法	選考委員会にて選考し、理事会で決定する。 選考においては、独創性、新規性、医療への貢献度、計画の妥当性、事業化の実現性などを評価する。
8. 採否の通知	2023年11月末までに電子メールで通知。 (採否結果発表後は、「研究開発助成 Web システム」のマイページにて確認可能)
9. 助成金の贈呈	2024年1月に銀行振込。 なお、2023年度贈呈式へ出席し、研究開発の内容、今後の進め方等を発表することを要件とする。 開催予定：2024年3月4日（月）午後15時～（会場は都内）
10. 継続審査	2年目・3年目の助成については、継続審査を経て、助成金を送金します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「研究開発助成 Web システム」にて、中間報告として「成果報告」と「会計報告」を提出すること。 ・初年度は助成開始～当年の9月まで、次年度は10月～翌年9月までの報告を10月14日までに提出。 ・11月末までに継続可否の連絡を行い、助成金交付手続きを経て、1月上旬に送金。

2023年度 I 特定研究開発助成 募集要項

11. 報告の義務	助成期間終了時に「研究開発助成 Web システム」にて、最終の「成果報告」と「会計報告」を提出すること。 ・報告書提出期限は、2027年3月31日まで。 ・助成金は、最終の会計報告までに全額使用すること。 ・最終の成果報告書は、当財団の研究開発成果報告書集に掲載します。
12. 助成金の使途 /使用期間	・研究開発に要する物品等の購入費用、その他研究の実施に直接必要な費用とする（申請者及び共同研究者の人件費は除く）。 ・助成金の使用期間は、『8.採否の通知』の通知日から『11.報告の義務』の「会計報告」提出日まで。
13. その他	・申請書記載の個人情報は当財団の助成事業を遂行する範囲で利用します。また、助成対象者については、当財団のホームページに申請書記載の氏名、所属機関、職位、研究開発テーマ名を公表します。 ・提出された申請書は採択・不採択にかかわらず返却しません。 ・選考の経緯については開示しません。 ・申請者が所属する機関の間接費、一般管理費（オーバーヘッド）は助成の対象としません。 ・助成金の交付対象者が以下に該当した場合は、助成金交付を取消す、または返還を求めることがあります。 1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき 2) 対象となる研究が中止になったとき 3) 「報告の義務」を行わなかったとき
14. 補足	<p>【医療機器テクノロジーとは】 医療機器、医療材料、I C T、ソフトウェア、システム等や医薬品、再生医療との組み合わせなどを含めたテクノロジーの定義です。</p> <p>【医療現場における新しい価値とは】 例えば、「今までできなかった治療や検査ができる」、「治療成績が向上する」、「副作用が軽減する」、「より早期に治癒する」、「より早期に退院できる」、「患者の痛みや身体的な負担が軽減される」、「検査精度が向上する」、「検査時間が短縮する」、「患者や病院にとって経済的にプラスになる」、「治療時間が短くなる」、「治療や検査の操作や扱いなどが簡便化し使い勝手が良くなる」、「医療の安全性が向上する」、「在宅で使いやすくなる」、「病院と在宅をより簡便につなげることができる」など、既存テクノロジーや手技と比較し、ある程度明確かつ具体的な価値のことを表しています。テクノロジー自身は手段となり、最終目的は医療現場でのメリットをもたらすこと、新しい価値を生み、提供することです。</p> <p>【事業化の実現とは】 「事業化の実現」とは、形をつくり臨床利用するだけの実用化ではなく、その医療機器テクノロジーを継続して医療現場に提供できること(事業性のあること)を表しています。 そのために必要な事項とは、 <ul style="list-style-type: none"> ・医療現場に提供する新しい価値 ・経済性（価格、コスト） ・認可 ・知財 ・生産 ・マーケティング（競合、流通） などを開発段階から検討しておくことが不可欠です。</p>
連絡先	公益財団法人 テルモ生命科学振興財団 事務局 E-mail : zaidan@terumo.co.jp